

社会福祉法人たちあおい 役員等報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちあおい(以下「法人」という。)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について、定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬(日額)	費用弁償(日額)
理事会出席報酬等	5,000 円	1,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬(日額)	費用弁償(日額)
評議員会出席報酬等	5,000 円	1,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 理事会または評議員会の議案について、理事及び監事または評議員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合には、第1項及び第2項の表のうち実費弁償費は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、所轄官庁による法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、監事が各自の自宅において業務にあたった場合においては、別表のうち実費弁償費は支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(1泊)	報酬(日額)	交通費
実 費	10,000 円	3,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成28年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決のあった日から施行し、令和2年6月1日より適用する。

別表

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等(日額)	5,000 円	1,000 円	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000 円	1,000 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等(日額)	5,000 円	1,000 円	